

平成 17 年度第 3 回総合セキュリティ対策会議
(平成 17 年 11 月 25 日)
発言要旨

【事務局説明】

(事務局より資料に沿って説明)

【検討】

本日は、ホットラインにおいて優先的に取り扱う情報の特定の問題及びホットラインで受理した情報をどう扱うのかの問題を中心にご議論いただきたいと思います。

議論の順序としては、まず、ホットライン実施主体の資金、人、要件、責任といったモデルを想定した上で議論した方がいいのではないかと。

同感である。取り扱う情報について議論する前に、民間の役割と警察の役割についてある程度のコンセンサスがなければならない。

とりあえず議論を進めるために、例えば、

- ・ ホットラインの主体は民である
- ・ 判断権限と個別の判断については客観的に独立して判断し、国はその判断に対して口を出さない。
- ・ 国は予算等の面から、できる範囲でサポートする。
- ・ 寄せられた情報については秘密が確保される。

といったことをホットライン実施主体のモデルとして想定してはどうだろうか。

ある程度の借りおきで、違法・有害情報についてどのような処理をすべきだろうかという議論から入るのも、一つの進め方であり、本日のところは、その前提で議事を進行させていただきたい。

全般的に議論をする上での意見を簡単に取りまとめたので、説明させていただく。

1点目として、違法性が明白か否かという基準については不明確ではないか。

2点目として、違法性が明らかでないものについては、プロバイダ等に対して参考情報として提供するということであるが、その趣旨が不明確である。プロバイダ等の立場からすると、参考情報として次から次へと情報を提供されたとしても処理に困るだけであり、ホットラインの作業も無駄になるのではないかと。

3点目として、一定範囲の情報についてプロバイダ等に削

除依頼を行うということであるが、違法でない情報について、プロバイダ等においては契約約款等に基づく範囲でしか削除することができない。したがって、削除依頼を受けることとなるプロバイダ等が、どのような情報を削除の対象としているのかを十分に把握した上で制度設計する必要がある。

4点目として、ホットラインにおいて、例えば爆弾製造サイト、自殺サイト等といった一定のカテゴリーにある情報について、研究目的等の学術的なサイトも含めて、違法ではないが公序良俗に反すると明確に整理するつもりなのか。

5点目として、現在、総務省において、インターネット上の違法・有害情報に関する研究会を開催しているところであるが、ホットラインの制度設計に際しては、総務省の研究会の議論を踏まえた上で検討をいただきたいと考えている。

事務局 ご意見の1点目については、具体的にどのようなものが違法性が明白なものに該当するかということについて、今後、検討していく必要があると認識している。

2点目については、プロバイダ等はそれぞれの運営方針に従って運営しているところであるので、一律にこの部分についてこうやってくれということが言えるのだろうか。提供する情報についてはやや絞った形でということも考えられる。

3点目については、削除依頼を受け取ったプロバイダ等においてどのような対応をするかということもあり、ご議論いただきたいと考えている。

4点目については、結局、これを誰が判断して、誰が担保するのかという問題も関わってくるのだろうが、この点についても議論を行っていきたいと考えている。

5点目については、総務省の会議には、私どもも参加させていただいているところであり、連携をとりながら検討を進めていききたいと考えている。

違法情報とは何かということについてはファジーな状態であり、我が国において、どういう違法・有害情報を問題にしていくかについて何らかの基準を設けていく必要がある。

ホットラインのイメージについては、普通の市民が情報を寄せるルートをつつ作るといった程度のものでいいのではないかと。

海外の部分も含めて、ある種のネットワークはバックでサポートするというイメージも必要である。

違法性の判断が困難な場合に、依頼に基づいて次から次へ削除というのは難しい。

有害情報の削除については、発信者との関係上の訴えられるリスクもあるが、消さなかったときのリスクも非常に高い。また、そういったものを放置した場合に、マスコミ等から何で放置しておくんだということで叩かれる。

このような不安定な状況において、有害情報の削除を実施しているところであるが、ホットラインが我々の自主的取組みを補強する一助になればと思っている。

また、通報者へのフィードバックについてであるが、ホットライン実施団体は通報を受けた後、通報者に対しプロバイダに削除するよう依頼しましたがで終わってしまうのではなく、ISPの判断の正当性等について、説明してくれるとすれば、非常にありがたいと思う。

ホットライン実施主体を民とすることと、判断の独立性が担保されるのであれば、処理する情報というのを限定する必要はないのではないか。ホットライン実施主体が必要であるとしたものについて通報する、そういうアクティビティを積み重ねる必要がある。

通報して、それを犯罪として取り上げるかどうかというのは警察の問題であり、プロバイダが約款上の問題として処理するかどうかというのは、プロバイダの責任である。

ホットラインについては、通報を受けた情報をプロバイダ等に連絡する場合、その処理について一定の絞りをかけるなど、プロバイダ等が実際に判断する上での手助けになるような、ある意味では、プロバイダ責任制限法による信頼性確認団体的な役割というものをイメージしている。迅速な対応を行うためには、そういったプラスアルファが必要ではないだろうか。

プロバイダ等の事業者については、大小各種さまざまな事業者が存在することから、削除依頼、参考情報の提供としてホットラインから出てきたものに対して、一律的な動きが期待できるかといえ、現実的には非常に難しい。

そういったことを考えると、あるものに対しては、削除に応じて法的な責任は追及されないといった別個のガイドラインが必要になるのではないだろうか。

警察庁としての総合セキュリティ対策会議では、ホットラインの全体の仕組み、方向性を議論することとなるが、具体的な違法・有害情報に係る判断の部分については、例えば別途関係者で協議会的な場をつくって、そこで例えばガイドライン的なものを議論し、ガイドラインをまとめ、パブリックコメント等にかけて国民からの信頼性を得ることが必要ではないだろうか。

ホットラインについては、国民のためのものであり、国には財政的なサポート等をお願いしたいと思う。

事務局 ご指摘の点についても検討していきたい。

本日の議論においては、特に有害情報とか違法情報の削除依頼が来たときにどう扱うかという問題がはっきりしてきた。次回の検討において、このホットラインの制度設計をもう一步深めていただきたい。